

# 企業・投資課税における経済学的中立性と租税法（一）

## ——ドイツ企業税制改革に係る基礎理論の分析——

手塚 貴大

- 一 はじめに
  - (一) 問題の所在
  - (二) 本稿における検討の視角
- 二 ドイツ企業課税改革案の歴史的展開——現行法も視野に入れて——
  - (一) 諸改革案の概要
  - (二) 小括
- 三 Cash-Flow型税制とACE型税制の理論
  - (一) Cash-Flow型税制の構造
  - (二) ACE型税制の構造
  - (三) 小括(以上、本号)
- 四 ヨーロッパにおける企業・投資課税の改革
  - (一) 二元的所得税
  - (二) オランダにおける分類課税方式
  - (三) オーストリアにおける基準利子控除制度の導入
  - (四) クロアチアにおける消費型所得税の導入
  - (五) 小括
- 五 結語

一 はじめに

(一) 問題の所在

わが国では、企業課税の改革が盛んに提唱されている。目下、法人税率の引き下げが主たる主張である。その趣旨は、企業の国際競争力促進であろうが、そもそも企業課税の改革は、税率の変更のみに尽きるものでないことは、明らかである。例えば、わが国における法人課税の改革に係る議論を振り返ってみても、そのことは推論されうる。例えば、配当所得に係る法人税負担を当該配当所得からの程度控除すべきであるかという法人税と所得税との統合、支出税構想、それに関連して配当に充てられる法人収益と内部留保され未配当とされる法人収益とについて法人税率に差異を設けるべきか否か、課税ベースの拡大、連結納税制度、国際課税制度との整合性等、数え上げれば相当な範囲に広がっている。こうした問題については、あるべき姿が現実のものとして存在することはないと言つてよく、まさに、改革が常時追及されるべき状態にあるといえる。それらはいずれも極めて興味深い学問的検討の対象をなしていると言つてよい。では、本稿ではそうした企業税制に係る論点のうち、いずれが検討されるべきであるかが問題となるらう。

その中でも、本稿で議論の検討とすべきは、一に、消費型所得税 (Konsumorientierte Einkommensteuer) である。筆者は、別稿において、ドイツにおける消費型所得税の内実、そして、その企業課税の場面における反映である企業税 (Betriebssteuer) を、現在の経済状況に照らして、一定の政策的インプリケーションを持つものであると論じた<sup>1)</sup>。消費型所得税とは、「個人が一定期間中に稼得した所得のうち、貯蓄に充てられることを予定されている部分、すなわち

将来の消費に充てられる部分の所得については、稼得された段階での課税は行われず、残りの消費に充てられる部分のみを累進課税の対象とし、その貯蓄所得は、後に、それが消費に充てられる際に累進所得税が課されるそうした所得税」を意味する。これは、個人の所得課税の許での Cash-Flow 型税制の実現を意味する（これは、ドイツの学説上の Sparberingung<sup>②</sup>である）。こうした消費型所得税は、それが仮に構築された場合には、企業課税の領域においても変容を来たす<sup>③</sup>。主として、企業課税の領域においては、企業の法形態の中立性が、政策的公準として認識されるべきで、それに向けて立法されることが、消費型所得税を導入することの必然的帰結である<sup>④</sup>。すなわち、個人が、その貯蓄に充てられる部分の所得を、貯蓄・投資する際には、様々な投資・貯蓄形態が想定され得るが、いずれの形態も租税法上平等に扱われる必要があると考えられるのである<sup>⑤</sup>。これを通じて、平等課税も同時に実現される。それは、中立性原則と平等原則が同時に実現されることを意味する。しかし、Cash-Flow 型税制を企業課税、言い換えると企業への投資の領域に導入することは、純粹には、企業に対する独立課税を行わない、ということに行き着く<sup>⑥</sup>。

さらに、問題点は依然として残っている。消費型所得税では、個人の段階で稼得された所得のうち、貯蓄・投資に充てられる部分は、稼得段階で課税されず課税ベースからは当面取り除かれる。そして、それらを実際に消費する際に、課税することになる。すなわち、貯蓄・投資所得は、稼得時から実際の消費時まで、課税が繰延べられる。右の二時点間でインフレーションが生じている場合を想定すると、貯蓄・投資分から取り崩される名目的な消費額に課税するならば、正確な課税標準額をベースとした課税が行われたとは言えないであろう。すなわち、その際、何らかの態様でインフレ調整を施す必要がある。これは、ACE 型税制である（ドイツの学説上では、Zinsberingung<sup>⑦</sup>を意味する。または、Zinskorrigierung<sup>⑧</sup>とも呼称されることがある）。

加えて、貯蓄・投資の対象の一例である法人を見てみよう。わが国でも、近時、何故、法人に対して法人税が課さ

れるかが議論の対象となっている。翻って、例えば、ドイツにおいては、自然人は、基本法により、その性質上当然に権利能力を有し、権利義務の帰属主体であるから、当然に所得税の納税義務を負うと構成することが可能であろう。しかし、法人については、右の図式は必ずしも妥当しない（但し、ボン基本法一九条三項により、法人についても、その性質上許容されるものであれば、基本権享受主体として承認される、と解されている<sup>8)</sup>）。したがって、ドイツでは、一部の論者により、競争平等という視点に立って、法人課税を正当化がなされている。すなわち、個人と異なるからといって課税しないと、市場という個人と同じレベルで経済活動を行い、それを通じて経済的利益を稼得している<sup>9)</sup>のであるから、経済的事実関係はその限りで同一である、と考えられているのである。しかし、既に述べた消費型所得税の構築の過程において、理論上、法人に対する課税は必然的なものでなくなることがある。近時、ヨーロッパでは、租税競争という現象が見られる。すなわち、自国経済の活性化、投資の呼び込みという経済政策に刻印付けられた税負担の引き下げ競争である。これにより、ドイツを除くいくつかのヨーロッパ諸国においては法人税を極めて低く課税するという方向での改革案が示されている<sup>10)</sup>。

なお、近時、ヨーロッパにおける投資所得課税に関する研究会もドイツにおいて開催されており、その議論の動向はヨーロッパ租税法の方向性を示すもので興味深い<sup>11)</sup>。

## (二) 本稿における検討の視角

### 1 中立性の基準

では、ここで、いかなる思考に則った企業課税が構築されるべきであるかが問題となる。

企業課税を刻印付ける法原則は、中立性原則 (Neutralität) である (勿論、ドイツの議論によれば、平等原則も妥当することは言うまでもないが、本稿の検討の中心は中立性の原則であるため、右のように筆者は右のように述べた)。また同時に、中立性とは、経済学的意味における効率性を意味する。すなわち、租税の局面で言えば、「課税によって経済人の意思決定が歪曲されないこと」を意味する。<sup>(13)</sup> しかし、これは、平等原則と並んで、既に、法原則として承認されている。<sup>(14)</sup> すなわち、租税法制度の設計、租税法立法の場面においても、平等原則は勿論、中立性原則の実現もが企図されなければならないことを意味する。特に、経済競争が盛んになされている現在では、経済競争下の租税法として、中立性が重んじられる企業課税制度が構築されるべきであろう。そして、それは、国際的側面にも適合する企業課税を意味する。<sup>(15)</sup>

競争政策上の租税法体系の構築は、各国とも何らかの形で行うことは間違いない。ここで、問題になるのは、そうした各国における租税法政策に課せられた基準である。すなわち、租税法政策を決定する上での拘束である。特に、本稿で検討するドイツにおいては、ボン基本法、そしてEC法という制約が認識されねばならない。ボン基本法上は、平等原則 (これは、先に指摘された中立性とは相克する場合がある)、EC法上は、各国間の租税法の調和、調整である (目下、調整が主たるものである)。

右に述べたような租税法を決定付ける諸要因を含めてあるべき企業税制が構築される必要がある。本稿では、経済・財政学または会計学上の理論を参照しつつ、それが実際の法制度に如何にして実現されるか、という視点を重視したい。すなわち、経済学上の知見を参照し、それが法制度設計において有用なものであるか否か、という点を明らかにしつつ、租税法制度の設計が行われるべきであるとの認識の許、中立性を実現する投資税制・企業税制について経済学的なそのイメージを把握することは有意義である。

なお、先にも指摘された如く、ACE型税制およびCash-Flow型税制の許で、担税力を正確に測定するという点で若干の疑義が付着する。すなわち、一に、貯蓄・投資に充てられた所得および利益は、それが消費に充てられるまで課税が繰延べられるゆえ、そこに繰延利益が生ずること、そして、右の問題に関連して、二に、貯蓄・投資が取り崩されて実際の消費に当てられる際に、その取り崩し金額につき繰延べられた時間に生じたインフレーションによる実質価額の減少分に対する課税を如何にして構築すべきか、という問題がそれである。特に、わが国では、前者については相続税の大幅引き上げが一つの解決策のあり方として示されている<sup>16)</sup>。そして、後者については、適正な利子率による割引が一つの解決策として想定され得る(詳しくは、三、四を参照)。

以上の二点を本稿の主たる検討課題とし、ドイツにおける議論を参照しつつ、それに分析を加えることとしたい。それを通じて、法人税率の引き下げ等によって、企業税負担を引き下げることが企図しているドイツ企業税制改革への理論的評価もなしうるベースが構築されるかもしれない<sup>17)</sup>。

## 2 所得税および法人税(企業課税)との一体的考察の必要性

本稿では題目の示すとおり、個人の投資・貯蓄所得に係る課税と企業課税とが、同時に、つまり一体的なものとして検討される。ここで、本稿の検討において、最も重要であると考えられる右の「所得税および法人税(企業課税)との一体的考察」についてコメントする。一(一)においても指摘したが、納税者が自己の稼得した所得を貯蓄・投資する際に、その主たる形態は(特に金融機関への)貯蓄、つまり狭義の貯蓄のみであると観念することは最早相当ではない。勿論、自己の老後の生活を金銭面で担保する年金も実質的には貯蓄の一形態であることは言うまでもないが、今後は株式をはじめとする投資性を有する有価証券の購入も自己の所得のうち消費に充てない部分の代表的なものになりうる。あるいは自己が共同事業者としてパートナーシップの出資者となるかもしれない。とりわけ右に挙げたうちの企

業投資たる性質を有する所得使用形態およびそれに付着する課税問題は個人所得課税のあり方は勿論、さらには企業課税のあり方も大きな影響を与え得るものである。

加えて、今後は個人も自己の貯蓄・投資形態について諸々の選択肢の中から、よりリターンの大きいものを選別していくであろう。それ故、複数の貯蓄・投資形態の間で課税方式を異にした場合、租税法の影響が貯蓄・投資の意思決定に作用する可能性がある。

したがって、企業領域および貯蓄・投資媒体に対する課税方式をできるだけ統一化する努力がなされてしかるべきである。それは（経済）政策的要請でもあり、法的要請でもある。それ故、かかる企業領域および貯蓄・投資媒体に対する課税方式を個人課税と一体的に考察する必要性が認められるのである。

したがって、本稿では以上の如き問題意識を念頭に置きつつ、論述がなされる。

## 二 ドイツ企業課税改革案の歴史的展開

ドイツにおいては、筆者が先に別稿で検討したように、企業課税の改革が盛んに追及されている。特に、学説上、第二次世界大戦以降、顕著に行われてきた。結局、それは、法形態に中立的な企業課税の実現に係る努力であったと刻印付けて差し支えない。<sup>18)</sup>

さて、右の如き法形態の中立性の要請は、法学の視点からも、経済学の視点からも、定立されている。特に、法形態の中立性は、経営学上の中立性に係る議論が法学の領域に導入されたものである。そして、法形態の中立性は、文字通り、中立的な“課税を要請する”という点で、経済学的な色彩をもっていることは明らかである。それに加えて、

それは、法学上の平等課税の要請にも合致する。何故なら、「経済的事実関係を同じくする場合には、客観的な理由が存在しない限り、課税方式を異にすることは許容されない」、という意味内容からも、そのことは推論され得る。

さて、ドイツの企業課税（とりわけ、企業・出資者間の課税）は、法秩序の統一性という観点から二元主義的に構築されている。すなわち、ドイツ企業は人的企業が多数であり、そして、課税方式は民事法に依拠していたから、少数である法人企業に対しては法人税が課税され、人的企業に対しても累進所得税率が適用されることとなり、課税は法形態に非中立的であった。加えて、その構造上特に国際的側面から見た場合、競争政策上不利であった。但し、そうした課税方式の民事法への依拠は一定の合理性を持つものであったため、法的要請と経済的要請とが相克しているということがドイツの企業課税の特徴として指摘できると思われる。

以下では、そうした企業課税の改革案を従来の諸提案を振り返る形で検討する。それを通じて、ドイツにおける学説のスタンスが明らかになる。<sup>(19)</sup>

## (一) 諸改革案の概要

### 1 企業税<sup>(20)</sup>

企業税 (Betriebssteuer. 後に論じられる一般的企業税との差異に注意せよ) を以って、ドイツにおいては、まず、事業所得に係る法形態の中立性が追及された。これは、第二次世界大戦後間もなくのことである。事業所得に係る法形態の中立性とは、物的会社（これは、その性質上、当然に所得税法の意味における事業所得を稼得するものとされる）と、人的企業（人的会社、個人）のうち事業所得を稼得する所得税納税義務者との間の租税法上の扱いを平等にする



ということが企図されている。

しかし、右の企業税は、総合課税の原則が実現されえないという難点がある(所得税法上の事業所得と他の各種所得類型との間の総合課税ができなくなるという意味である)。

## 2 出資者税

次に著名であるのは出資者税 (Teilhabersteuer) である。詳しい点については、わが国においても既に紹介があるので、<sup>(21)</sup> そちらに譲り、ここでは簡単に素描する。出資者税は、法人あるいは人的企業といった民事法上の法形態に拘りなく、統一的な課税方式を適用しようとするものである(この点は、直後に触れる一般的企業税についても同様である)。具体的には、人的企業の許における課税方式を法人にも適用しようとするものである。すなわち、法人の許でも、出資割合に応じて、株主に法人の利益が直接帰属することになる。

しかし、右のような課税方式には、民事法上の法形態をまったく無視しているという批判がある。さらには、あらゆる企業に対して累進課税がなされることにより、企業の競争力の促進という視点からは望ましくない。

## 3 一般的企業税

一般的企業税 (Betriebssteuer. または、近時では、allgemeine Unternehmenssteuerとも呼称される) は、別の箇所ですく触れたので、<sup>(22)</sup> 本稿では簡単に素描する。

一般的企業税とは、先に述べた古典的意味における企業税とは異なり、その主観的適用範囲が文字通り一般的になったものである。すなわち、事業所得を稼得する者の間での課税の平等、中立的課税のみでなく実質的に事業を営むとみなされる者の稼得する所得について統一的な課税方式を適用するというものである。すなわち、法人および事業所得者と並んで、農林業所得者、独立労働所得者、自由業所得者等も含まれることとなる。特に、ドイツ所得税法

においては所得税法内で各種所得類型に応じて所得計算方法を異にしている面があり、それが原因となり税負担に差異が生ずることが批判されている。よって一般的企業税の導入、言い換えると課税方式の統一化により右の問題が解消される。

そして、右の一般的企業税の納税者と想定される者は、いずれも「市場で独立かつ継続して経済的活動を営んでい  
る」というメルクマールを充足しているものである。

但し、次の様な批判がある。多くは別の箇所でも触れたので簡単に素描することとしたい。<sup>23</sup>それは凡そ、①人的企業をも広範に一般的企業税の課税の対象に含めるとすると、零細企業も含まれることとなってしまう、課税方式と企業形態との間に不均衡が発生すること（法秩序の統一性の崩壊、特定の企業形態の消滅）、②租税法体系が分類税化するおそれがあること（平等原則違反）、③企業に対する一般的な租税法上の優遇措置の導入と実質的に同じようになってしまうこと、そして③と関連して④企業に係る優遇措置が必ずしも企図されたような経済的成果を生み出さない可能性があること、⑤ロックイン効果が発生すること等である。

#### 4 事業主税

##### (1) 事業主税の概要

事業主税 (Inhabersteuer) は、企業税制改革の政策勧告である Brühler Empfehlungen における Lang 教授の補足意見において提案されている。<sup>24</sup>これも、別の箇所でも詳細に検討するので、簡単に素描することとする。

事業主税は、一定の要件を備えた人的企業に適用される課税方式であり、法人に対して適用される二分の一所得免除方式と並存するものである。人的企業の許で出資者に対して払出された支払 (Auszahlung) は、人的企業の許で事業主税を課された後、支払控除方式 (Auszahlungsabzugverfahren) の適用により、出資者の許で払出利益に課された

事業主税を所得税債務から控除するか、または利益を稼得した同一事業年度内に投資者に対して右の利益を払出す場合には、企業段階での事業主税の課税は行われず、直接投資者に払出利益が帰属する。すなわち、支払控除方式は、ドイツにおけるインピュテーション方式とほぼ同一の構造を有する企業・投資者間の二重課税を防止する手段であると解してよい。なお、事業主税の税率は二八パーセントとして想定されている。これは、地方企業税という現行の事業税を発展的に仮称した税目と併せて、企業に係る税負担が三五パーセント程度になるようにという考慮に基づくものである。

では、Lang教授が右のような支払控除方式を考案された根拠に以下で簡単に触れておく。

さて、問題は、先に挙げた“支払”の意義である。事業主税の許では企業利益は各事業年度の純資産の増加分から支払を加算し、払込(Einlagen)を控除したものであると定義されている。そして、支払とは“(法人、事業主税を課される企業も含めて)企業に係る資産のあらゆる流出形態である”と定義されている。すなわち具体的には、株主への配当(隠れた配当をも含む)、取締役報酬、出資に基く利益の分配等を指す。かかる支払に対して法人の許では二分の一所得免除方式が適用され、事業主税を課される企業の許では支払控除方式が適用され、課税がなされることになる。

右のような課税方式によって、企業に係る資産の流出が合理性を有するものであるか否かを問う必要がなくなるのである。例えば、法人の許で過大な役員報酬がなされた場合、右の役員報酬のうちいずれが合理性を有する報酬部分か、を明確に境界付ける必要は最早なくなる。加えて、役員報酬は企業段階で損金として税務上処理され、そして配当は利益処分として処理されるが、こうした差異も消滅する。事業主税を課される企業(大概は人的会社であると言つてよい)の許では、企業と投資者とが明確に識別され(それとともに、両者の間が法人・株主間の関係と同じにな

る)、支払についてその形態を問わず統一的な課税方式が適用されるので、先に指摘した従来法人・株主あるいは取締役等との間で発生した問題は最早生じることがない。

なお、事業主税が適用されるのは、一定の要件を備えた人的企業のみではない。それと並んで特別に設けられた事業体 (Betriebsbetrieb) も含まれる。右の事業体は特に個人の資産管理・運用について大きなメリットをもたらす。その一つがロッキン効果の排除である。すなわち、事業体を通じた投資活動を行えば、事業体レベルで投資所得は内部留保され (勿論、事業主税は課される)、個人に流入するまで課税はなされない。したがって、投資先を変更する際にも (例、株式譲渡と、それに続く別の債券購入等) それに伴う譲渡益に対する個人所得課税はなされない (事業体レベルで投資対象の変更がなされるので、個人の許へ投資収益が流入するわけではない)<sup>(25)</sup>。それは、投資形態間の中立性 (intersektorale Neutralität) を最もよく実現する制度であるといえる (このことは、例えば、投資家が株式を購入し収益を得る場合と社債を購入し収益を得る場合とで租税法を根拠にして意思決定に歪曲が生じないことを意味している。すなわち、資金調達の中立性の実現がなされている)<sup>(26)</sup>。それ故、投資活動は活発化する契機が提供される<sup>(28)</sup>であろう。

以上のように、事業主税の採用、支払控除方式の採用、企業課税の領域における統一的利益概念の採用を通じて、企業課税および企業・出資者間課税に簡素化がもたらされる。所論によると事業主税率と法人税率は同じなので、法形態の中立性が右の点について達成される。加えて Dorenkamp 氏の見解によると、事業主税が適用されるのは、事業者のみではなく、非独立労働者、すなわち給与所得者も想定され得るといえる<sup>(29)</sup>。これは、先に論じた事業体の他に、Lang 教授による租税法典草案においても示されていた適格貯蓄勘定 (qualifizierte Sparkonto)<sup>(30)</sup> を銀行に設け、そして当該銀行が課税庁に対して一定期間内の右の貯蓄勘定を経由する資産の流出・流入を証明することにより可能になる

ものであるという。<sup>(31)</sup>これは、ロッキン効果を避けるための最も大きなメリットであることは事業体と同じである。

因みに、Dorenkamp氏によると、右の適格貯蓄勘定というアイデアは、個人の貯蓄・投資活動が生命保険の形態で行われるときに、生命保険会社がその掛け金の拠出および保険金の支払を管理することとパラレルに考えることができる。<sup>(32)</sup>

## (2) 人的企業に対する法人課税の選択権の付与

事業主税と並んで、Brühler Empfehlungenにおいて、人的企業にも法人課税を選択することが考案された (Optionlösung)<sup>(33)</sup>。これにより、ほぼ一般的企業税と同様の租税法上の効果を実現することが可能となる。<sup>(34)</sup>なお、右の選択権を行使する場合には、選択権を行使した当該企業は一定期間は選択した課税方式を変更できない。<sup>(35)</sup>

法人課税選択権は、あくまで企業の自主的な選択に委ねられているゆえ、個々の企業の事情に応じた課税方式の選択が可能となる。人的企業はその規模が様々であり、法人に近いものもあれば、零細企業もある。とりわけ後者について法人課税を適用することはその属性に鑑みて妥当でない。それ故、選択の自主性は右の要請をも実現するものである。

加えて、Dorenkamp氏は法人課税の選択権を非独立労働者、すなわち給与所得者にも適用すべきであると提言しておられる。<sup>(36)</sup>会社から支払われる給与を事業所得、そしてそれを稼得するために投入した費用を事業支出として控除することを認めるべきであるという。

しかし、法人課税選択権にも批判 (あるいは留意点) はあろう。まず法的安定性を害する可能性があるため、仮に右の制度を実施するとした場合、一度選択権を行使した場合は一定期間継続してその適用を受けるものとするのは妥当である。そして、同じく右の制度を実施する場合には、組織変更税法におけるのと同様に、事業用資産の譲渡を想

定した課税がなされてはならず、選択権行使について租税法上中立的であることが必要である。<sup>(37)</sup> さもなくば、選択権は実効的に行使されえないであろう。

#### 5 二分の一所得免除方式

二分の一所得免除方式 (Halbeinkünfteverfahren)<sup>(38)</sup> は、現行のドイツにおける法人・株主間課税方式である。その導入に係る詳しい経緯は別の機会で述べるが、意義は凡そ「法人利益については法人段階で配当あるいは内部留保を問わず、統一的に二五パーセントの税率を適用し、そして右の利益が株主に配当された場合にはその利益の半額について個人所得税率が適用されるもの」であると言える。<sup>(39)</sup> ①国際競争力を促進する法人税率を設けられたこと、②従来のインピュテーション方式の許における複雑な自己資本区分を放棄することができたこと、そして③同じくインピュテーション方式の許で非居住者に対して税額控除請求権が与えられないというEC法上疑義ある制度が放棄されたこと、が二分の一所得免除方式の最も重要な成果である。<sup>(40)</sup>

Dorenkamp 氏の分析によると、二分の一所得免除方式は、所得に係る部分的な繰り延べ課税を実現する。<sup>(41)</sup> 右の「部分的」という言葉は、すべての所得について課税の繰延がなされるわけではなく、また、繰延課税が適用される所得についても、全額繰延課税が適用されるわけではない、ということに基づくものかもしれない。

したがって、別の箇所でも指摘したが、二分の一所得免除方式は Cash-Flow 型税制を実現するための一里塚という位置付けが与えられているのである。<sup>(42)</sup> 加えて、現在の二分の一所得免除方式における個人株主課税を直視すると、法人に対してのみではあるが、二五パーセントという従来の法人税税率と比較して、相当程度税率が引き下げられていることがその根拠であると思われる。

しかし、なお問題を含むものとされている。幾つか指摘されているが、ここで挙げておくのは、法人税率と最高個

人所得税率との間の乖離である。<sup>(43)</sup> 形式的には、前者は二五パーセント、後者が四二パーセント（二〇〇五年度以降）であり、その他の人的企業に係る事業税の負担軽減等の考慮要素を勘案しても、なお七パーセント程度の乖離が残るとされている。<sup>(44)</sup> これにより、法形態の中立性が侵害され、さらに、個人株主に関してはロックイン効果により投資阻害効果が生じ得ると予想されている。<sup>(45)</sup>

なお、右のロックイン効果に付随して、次のようなことが言われる。<sup>(46)</sup> すなわち、法人税率を二五パーセントと大幅に引き下げ、それとともに、企業にとって内部留保利益を用いた企業活動が円滑かつ促進される。それ自体は企業投資の活性化に資するのであるから好ましいが、しかし、それは同時に資本市場の嚮導機能を大幅に阻害する。例えば、企業は資本市場から資金を調達し、それをベースとして企業活動を行うが、その際投資家は企業の将来のパフォーマンスを予測して市場に資金を供給する。そうした資金供給市場のありようは事後の経済動向を方向付け、そして企業経営はかかる市場のコントロール下に置かれるとともに、資金供給の効率性が実現される。しかし、企業が内部留保利益からの資金調達にあまりに傾斜すると、右の如き市場による企業統制が阻害される。

## (二) 小括

第二次世界大戦後において提案されてきた企業課税改革の諸提案は、いずれも企業に係る法形態の中立性を実現するためのものであった。しかし、理論的には、一般的企業税が最も優れていることは明らかであるが、実現可能性という点で、問題が残る。すなわち、一般的企業税に係る批判の点でも指摘したが、法制度の激変が発生することが制度化への難点とされたのであった。加えて、法形態の中立性の他にも中立性は存在し、とりわけ、経済学的視点から

すると、資金調達の中立性や利益処分の中立性が重要である（勿論、分類上の問題であるが、中立性の概念はそれに止まらない）。両者も一般的企業税によって実現されるところではないので、右の二つの中立性については、別途の政策が採用されねばならない。それに、解決の途を与えうるのが、次章で検討する Cash-Flow 型税制および ACE 型税制や、四で紹介するオーストリアやクロアチアの税制改革である。<sup>(48)</sup>

なお、法形態の中立性に例をとって論ずると、所得計算の二元主義も問題である。それは、利益計算法と収支計算法との並存による二元主義である。これは、所得計算に際しての資産価額の処理に影響を与える。それとともに、税額に差異も生ずる。このように、法形態のみでなく、所得類型に基づく差異も中立性に制約を付するものとして観念されねばならない。

次の三では、そうした差異も斟酌しつつ、企業・投資課税のありようを論ずる。

### 三 Cash-Flow 型税制と ACE 型税制の理論

ここでは、前章までに概観した法形態の中立性を指向した提案ではなく、専ら時間の観点から見た中立性を実現する企業・投資課税に係る提案を論ずる。時間の観点から見た中立性とは、勿論、Cash-Flow 型税制と ACE 型税制であることは言うまでもない。企業の視点から見ると、保有する資産が時間の経過とともにその価値を変えていく。しかし、その価値の変化は、課税の側面に着目すると、タイミングに応じて税負担を変化させるものである。これは、個人の投資活動についても投資により得られた所得に対する課税のタイミングに応じて税負担が異なり得ることは指摘されている。この点、Tjpk教授の議論は次の如きものである。<sup>(49)</sup>「ドイツにおいては、応能負担原則は租税法の基本原



則として、重視されていることは周知である。尤も、担税力を最もよく表す指標は何かについて争いもある。しかし、いずれにせよ、右の応能負担原則から、次の言明が導出される。それは、現実の価額に基いた課税である。例えば、その指標として、実利益 (Realgewinn)、実利子 (Realzins) が挙げられよう。そうした数値をベースに課税がなされることが求められている。そして、名目上の数値・データと実質の数値・データは、それぞれの納税者の許で大きなばらつきが見られるのであり、原則として実際の数値に則って課税が行われないと、納税者ごとの税負担が平等でなくなってしまう恐れがある」。すなわち、課税の時点に応じて、金銭的価値には相違があるので、できるだけ、税負担が平等になるように、実質的価値に則って課税がなされることが求められる。

しかし、「多くの場合、名目上の価額をベースとした法制度が見られる。課税もその例外ではない。いわゆる時価主義 (Mark to Mark) がそれである。例えば、取引行為に際して、一定の金額に係る債権については、実際に金銭の価値が上下することがあっても (インフレあるいはデフレによる)、それは斟酌されず、当該金額の給付が履行されれば、それに係る債務の履行は充足されたとみなされる。さらに、税務会計を例とすると、通常、会計上の価額をベースとして課税がなされる。会計書類上の金額の記載には、現実の金銭の価値の変化は反映されていない。右の状況をベースとすれば、実質的な金銭の価値に基いた課税は最期待できない。

しかし、理論的見地からすると、名目価額に基いた課税という原則は、技術的原則である。それは、すなわち、実際上の行政実行可能性という見地から定立されているに過ぎない。それは、応能負担原則という最上位の正義に適った、倫理上の原則ではないので、改善される必要がある (捨てることも可能である)。

では、それは如何なる形で追求されるべきであろうか。右の諸問題を中心に以下で論述を進めたい。

(一) Cash-Flow 型税制の構造

1 Cash-Flow 型税制の理論的基礎

(1) 個人所得課税

以下、Cash-Flow 型税制の構造を分析する。しかし、それは、ACE 型税制とも大いに関係している。したがって、ここでは、若干叙述の構成上混乱が生ずるかもしれないが、極力両者を一括して扱うこととする。なお、問題の出発点は企業課税ではなく、個人所得課税である（なお、参照、一(二)2）。

まず、租税法上、応能負担原則という言葉はあるが、これは、納税義務者の担税力に則った課税を行う、ということとその意味内容としていることは周知である。それについては、かつてより議論が展開されてきた。現在では総合課税の原則、つまり、あらゆる所得類型について、合算した上で同一の税率を適用して所得を計算するということ、そして、個人の担税力を減殺する事情を斟酌しそれを所得から控除するということを中心として言及されていた。

しかし、それについては、様々な観点から批判がなされてはじめてなのである。

まず、本来の個人の担税力を最もよく表現するのは、一定期間の個人の許で生ずる純資産に係る価額の増加ではなく、あくまでも、生涯というスパンで見たそれではないか、ということである。例えば、Lang教授の叙述によると、ある同一額の生涯所得について、一定の賦課期間ごとに課税をしていく場合と、それを生涯所得について課税をした場合とを比較すると、前者の税負担が後者のそれと比べて圧倒的に重い、とされているのである。この点、一般に、

ドイツにおいては、期間課税の原則が挙げられているが、これは、あくまで技術的原則である、という言われ方をする。<sup>(51)</sup> すなわち、国家は一定の税収を以ってはじめて国家作用を営めるので、本来は個人の担税力の最適な指標が生涯所得であるとしても、税収獲得の必要性から、定期的に課税をなす必要がある。そして、個人の所得は年齢を重ねるごとに高くなっていくことも、所得税負担を大きなものにする要因となっている。そして、Cash-Flow型税制が採用されることにより、課税における長期的な平等が実現される、とされている。<sup>(52)</sup>

したがって、そうした累進課税と期間課税とが相俟って、税負担の歪曲が生じることとされているのである。では、その場合、如何なる解決策が望ましいのであろうか。その一つの解決策が、Cash-Flow型税制であるとされたのである。それは、既に述べたが言うまでもなく、個人の一定期間の所得のうち、貯蓄・投資に充てられるものを取り敢えず課税から除外し、それらが後の時点において消費に充てられる際に、はじめて課税の対象となる、というものである。これは、いわゆる支出税であるが、それは、個人の担税力を表現する指標として消費が最も相応しい、という思考をもそのベースとしていることを付言しておく。<sup>(53)</sup>

## (2) 企業課税

以上の論述から、Cash-Flow型税制の所得計算方法は、いわゆる、収支計算法であることが明らかとなる。そして、また、企業課税の領域において、Cash-Flow型税制が採用される余地があることは言うまでもない。これにより、長期的な中立性が実現される。<sup>(54)</sup> 著名なものとしてCash-Flow法人税があることは周知である。その詳細は、先行研究に譲り、<sup>(55)</sup> ここでは、ドイツでの学説の一端を概観しておく。

Weber-Grellet氏<sup>(56)</sup>によると、利益計算法は、いわば主観的な所得計算法であるという。すなわち、引当金の計上額や、減価償却のありよう等は、決して現実にある将来の費用・損失、資産価値の減耗を表現しているのではなく、あくま

でも予測的なそれに過ぎない、というのである。そして、Weber-Grellet氏は、収支計算法のメリットとして、①所得計算の客観化、②現実の担税力を基準とした所得計算が可能であること、③あらゆる所得類型の平等扱い、④執行の簡素化を挙げておられる。

ここでは、便宜、③についてのみコメントしておく<sup>(58)</sup>。現行のドイツ企業課税の領域においては、所得計算二元主義<sup>(59)</sup>が妥当しており、それにより、企業という同一の経済的事実関係が問題になつていながらも拘わらず、いわゆる基準性原則という商人にとっての負担軽減という便宜的措置により所得計算のベースが構築されることは好ましくない、というのである。現在では、商法会計と税務会計が分離しても、技術的発達によつて、事業者にとつてそれほど大きな負担にはならない、というのである<sup>(60)</sup>。

また、周知であるが、Wagner氏によると、収支計算法のほうが利益計算法を用いて所得計算するよりも中立的である、という<sup>(61)</sup>。

### (3) まとめ

以上の議論から明らかになるように、とりわけ(1)を見ると、個人レベルでCash-Flow型税制を採用した場合、企業課税に対して大きな影響を与えることとなる。まず、企業を従来と同じように、個人と並んで独立に課税をする、ということに変容が生ずる。すなわち、企業はあくまでも個人が将来の消費に充てる所得を留保しておくだけのものであり、純粹に考えればそれに対する課税はなされえない、ということとなる。そして、課税をするにしても、投資額から生ずる利子に当る部分のみを課税する、ということになるかもしれない。また、投資領域から消費領域へと所得が後に移行する際に課税がなされるわけであるが、投資領域たる企業に留まっている期間は、取り敢えず、内部留保利益と同じ様に課税をしておき、移行の段階でその調整をなし課税が繰り延べられていたのと同じ状況

を創出する、ということもありうる。これは、インピュテーション方式そのものであり(但し、投資は非課税所得からなされている点は少なくとも異なる)、したがって、インピュテーション方式は複雑であること等を根拠として廃止されたが、Cash-Flow型税制には適合するのではないであろうか。尤も、株式の購入等、投資領域から消費領域に所得が移行するに際し、出資する原資に当る部分が原則として払い戻されない部分についての扱いを如何に構成するか、の問題は残っている。

いずれにせよ、企業課税をなさない、ということは、ラジカルなものであり、現実には税収必要性の観点から課税することは避けられないであろう。

## 2 ドイツにおけるCash-Flow型税制の法状況

では、ここで、実定法を見る。代表的なCash-Flow型税制は、個人レベルではあるが年金課税<sup>(62)</sup>のそれが挙げられるであろう。その他にも、実定法上若干の手がかりがある。ここでは、それらについては、Dorenkamp氏<sup>(63)</sup>およびBirk/Wernsmannによる叙述<sup>(64)</sup>をベースとして実定法を概観する。

### (1) 年金課税

ドイツにおいては、年金課税の方式について年金受給者の属性に応じて差異が見られる。まず、公務員年金については、掛け金を公務員年金基金に拠出する段階では、非課税であり、年金所得として受け取る段階ではじめて課税される。すなわち、完全な繰延課税が適用される。なお右の受取は給与所得(Arbeitslohn)として性質決定されるため、ドイツ所得税法上の非独立労働所得と分類される(参照、ドイツ所得税法一九条一項二号)。

次に企業年金については、公務員年金と同様に、使用者と労働者との間の年金給付契約または(使用者による)企業年金基金への拠出によって、年金の受給者が受給する時点ではじめて課税がなされる(ドイツ所得税法六条a、同

四条 b)。

しかし、国民年金については若干課税方式が異なっており、Dorenkamp氏によると、そこに統一的なコンセプトを見出すことが出来ない、とされている。すなわち、国民年金については、その掛け金の拠出の段階では所得税を課されることはないが(ドイツ所得税法三条六二号)、しかし、課税所得から控除され得るのは、その一部分であり限定的である(ドイツ所得税法一〇条三項)。

(2) 資産の償却

税務会計において、加速度的減価償却が認められている。これは、ある資産に係る真実の価値の減耗よりも多い額の減価償却を認めるものである。これは、企業の投資に充てられる利益を即時償却することと同じ原理を有することとなる(償却率を一〇〇パーセントとすれば即時償却と同じとなる)。

(3) 資産譲渡

人的企業の許で、事業用資産が譲渡されたとしても、その譲渡益で新たな事業用資産が購入され、事業の用に供されるのであれば、当該譲渡益については課税繰延が認められる(ドイツ所得税法六条 b)。

3 年金課税の理論的問題点―改革の方向性―

以上の法状況を直視して、Dorenkamp氏は次のように推論できるといふ。すなわち、非独立労働所得の課税については Cash-Flow 税制による課税方式が適しているということである。

(1) 年金税制改革の着眼点<sup>(66)</sup>

現行の年金課税の許では、課税繰延をなすものと課税済み所得から年金のための拠出をなすものと二通りのものがある。<sup>(67)</sup>さらに、ドイツ租税法上の実現主義にも着目する必要があるといふ。すなわち、実現主義が妥当している根拠

は、言うまでもなく応能負担原則および行政実行可能性および手許流動性の欠如による過剰課税の禁止であるが、これは、年金の拠出金として納税者の手許から離れ将来的に納税者の手許に流入し、消費のベースとなるのであるから、未だに実現した所得とは構成しないことも不可能ではない。最後に、非課税所得から拠出する場合と、課税済み所得から拠出する場合とで後の年金受取額に大きな差異が生ずることとなる。

(2) 補論—所得計算方法の差異に基づく不平等—

さらに、ここで、年金課税とは直接の関係はないが、所得計算方法に差異が生ずることによって、如何なる問題が生ずるかを、見ておく。

この点、Dorenkamp氏は理論的に次の様な指摘をなしておられる。<sup>(68)</sup> 仮に、事業者の許で適用されるような利益計算法に基づく課税所得の計算は、いわゆるヒューマン・キャピタル (Humanvermögen)<sup>(69)</sup> を各個人の許で計算する必要が生ずることとなる。すなわち、帳簿作成を行っている企業 (利益計算法に基づいて所得計算がされる) と労働者 (収支計算法で所得計算を行っているといつてよい) との間に、税負担に差異が生ずるおそれがある、という。確かに、現行法上ヒューマン・キャピタルの計算は行われていないが、利益計算法に基づく課税所得の計算を非独立労働所得の許にも適用した場合には、それをゼロと計算することは妥当でないであろう。<sup>(70)</sup> しかし、ヒューマン・キャピタルの計算は容易ではない。<sup>(71)</sup> すなわち、そもそも、事業用資産について減価償却をすることは、右資産に帳簿価額が付されており、それをベースにすれば客観性を維持できるが、しかし、労働者の所得計算は利益計算法でも、収支計算法でもなく、現実には使用者によって支払われる給与所得から一定額の控除 (現実には実額によるそれとは到底言えない) をなして計算されるものであるから、所得計算の際、自己の所得稼得活動に投入する資産を原則として斟酌しない。したがって、ヒューマン・キャピタルは、とりわけ労働者については、帳簿価額を付することが容易でない。その意

味で、労働者の所得計算も含めて税制改革をなすとすると、それはあまりにラジカルであり、それ故、制度の実効可能性に大いに問題が生ずるおそれがある（尤も、右の問題は、給与所得の問題であるゆえ、本章の検討の視角からは離れるため、これ以上は論じない）。また、Wagner氏の言葉を借りると、「ヒューマン・キャピタルの価額は将来の収入に依存している」<sup>(72)</sup>。それと並んで、反対に次のような属性も指摘できる。すなわち、事業用資産は、一般的に、新技術の開発によって、容易に陳腐化する傾向があるが、ヒューマン・キャピタルについては、新しい技能を修得する訓練を継続することによって、その価額が変化しない、<sup>(73)</sup>ということである。また、さらに、労働者は、収支計算法によって所得計算がなされるから、利益計算法を通じて所得計算を行う企業と比較して、必要経費を即時に控除できるので、租税法上優遇されているという指摘もある。<sup>(74)</sup>この点は、将来的な税制改革の課題ということになる。<sup>(75)</sup>

したがって、いずれにせよ、納税義務者に係る法律上の属性から生ずる諸々の課税方式の差異は好ましいものではないので、右のような根拠から年金所得の課税方式を統一化することが理論的に首尾一貫しているとされているのである。

以上に鑑みると、Cash-Flow型税制を導入するとしても、取り敢えずは、部分的なものに止まらざるをえないであろう（また、Cash-Flow型税制を導入するとしても、減価償却制度を残す、という選択肢も主張される<sup>(76)</sup>）。

## (二) ACE型税制の構造

### 1 ACE型税制の理論的基礎

さて、ACE型税制も、実は、Cash-Flow税制と同様に、<sup>(77)</sup>課税をなす時点における金銭の実質的価値に対応した課税



を可能にする、ということがそのポイントである。<sup>(78)</sup> 周知のことではあるが、すなわち、 $t$ 期における金銭価値と $t+1$ 期の金銭価値とは利率の分だけ差異が生ずる他に、インフレーションが加算される可能性がある。その際、 $t+1$ 期までに生じた利子は所得として観念されるとしてもインフレーション分は見せかけの所得であるため、それに所得税を課すことは本来できないはずである。したがって、毎期の所得を計算する際に、右の如きインフレーションによる見せかけの所得を控除することが必要となってくるのである。

なお、ACE型税制を構築する際に、右の控除を如何なる形で実現するかが問題となる。企業課税におけるそれは、次款に譲るとして、個人レベルでは、簡素化を根拠として、しばしば、利子所得の非課税措置が導入されることとなると、考えられている。<sup>(79)</sup>

## 2 企業課税におけるACE型税制

ここで企業課税におけるACE型税制を論ずるとすると、企業が一会計年度内に作成した帳簿に基づく課税所得から、インフレによると思われる部分を控除することになる。それにより、インフレによる見せかけの利益について課税がなされることはない。しかし、そのインフレ率を如何なる方法によって計算するかは別に問題となる。なお、詳細は、四(三)1を参照されたい。

また、Lang教授<sup>(80)</sup>によると、ACE型税制を採用した場合、自己資本をベースに控除額が計算されることとなるので、自己資本を充実させる誘因を企業に与える、というメリットもある。<sup>(81)</sup> したがって、引当金あるいは準備金の過大計上<sup>(82)</sup>がなされることがなくなり、それとともに、課税ベースの拡大が実現される余地もある。

(三) 小括

ここでは、三で分析した事項の他に、関連する論点にコメントすることにより小括に代えることとしたい。

経済学的に見ると、ACE型税制は、金銭価値を時間に関係なく一定とすることについて優れている。それは、言い換えると、まさに、とりわけ、資産の譲渡益課税については、有効な政策となることが分かる。但し、目下のデフレ下にあるわが国について短期的にインプリケーションを持つか否かについては疑問がある<sup>(83)</sup>。

なお、一定の要件を充足した際の資産（ドイツでは株式が最もよく議論の対象となる）の譲渡益に係る非課税措置は、経済学的に見ると望ましいと考えられる。その根拠は、まず譲渡益自体が巨額となることがあり、それとともに税額自体も巨額となる可能性があること、そして譲渡益の中には資産の含み益の他にインフレによる名目的な利益が含まれていることである<sup>(84)</sup>。

なお、以上の一般論から離れて、実際に、制度を構築する際の留意点に簡単に言及しておく。

この点、三の論述において、ACE型税制とCash-Flow型税制とが、時間の観点からの担税力の適切な把握、といういわば同じ観点から提唱されていると指摘がなされた。その意味で、両者が、二者択一的な租税政策であると考えられるかもしれない<sup>(85)</sup>。しかし、他方で留意点もある。すなわち、様々な与件の置きようによっては、二者択一的なそれを観念する余地はある<sup>(86)</sup>。しかし、そうでないとする立場もある<sup>(86)</sup>。したがって、理論的には、両者とも優れているであろうが、結局、制度として採用される場合には、実効可能性等が大きなウェイトを占めることとなる<sup>(87)</sup>。その意味で、ACE型税制については、例えば、債権および一定の資産の簿価をベースに一定の債務を控除することによって計算さ

れる自己資本について観念上生ずる基準利子 (Normalzins, Schutzinsとも呼称される) を右の自己資本から控除する、といった作業が要求されることがある (詳細は、四を参照されたい)。しかし、かかる基準利子の設定は恣意的になるおそれがある、という批判もあり、さらには手続が煩雑になることは避けられないであろう。

また、Cash-Flow型税制については、その稼得した利益について、その使用・処分が貯蓄・投資に当るのか否かが、必ずしも判然としない場合もあることはあるであろう。

さらに、本章で論じた時間の観点からの中立性の実現により、経済全体の効率性が上昇するか否か、という観点も議論の対象とされている。これが実現されれば、経済政策としては積極的に採用される根拠となる。この点、Homburg教授は、ACE型税制を例とし、賦課期間に関係なく課税が中立的となれば、貯蓄・投資か消費か、という点の意思決定の歪曲はなくなるが、しかし、それに応じて課税ベースが縮小するので、税率の引き上げが行われ、労働か余暇に係る意思決定に歪曲が生ずるおそれがある、という<sup>(88)</sup>。すなわち、Homburg教授は、効率性に一定の改善が見られるが、しかし、それが同時に別の箇所での非効率性を生むものである、と論じておられるのである。なお、Wenger教授は、右のHomburg教授の主張に、労働供給に係る意思決定は税負担の総額、すなわち、利子所得への非課税とその分の税率の引き上げが税収中立的であるならば、税負担総額に変化はないのであるから、労働者の意思決定は歪曲されることはない、と反論しておられる<sup>(89)</sup>。この問題は、また他日を期して論じられる問題であろう。

現実の制度構築に際しては、右の如き各政策選択肢に係る長所・短所を、そのときの経済情勢等も踏まえながら、総合的に勘案して決定することが必要であると考える<sup>(90)</sup>。

(1) 参照、手塚貴大「ドイツにおける企業税提案から見た企業税制改革と租税法立法—租税法制度設計に係るインプリケーション導出の

ための一試論」法学政治学論究五七号一五七頁以下。さらに、邦語による紹介として、例えば、参照、ヨアヒム・ラング／木村弘之亮・西山由美（訳）「ヨーロッパ域内市場およびドイツ統一に向けての企業課税改革」法学研究六五卷八号八三頁以下、ヨアヒム・ラング／西山由美（訳）「企業課税の国際協調」法学部法律学科開設一〇〇年記念国際シンポジウム編集委員会編『二十一世紀における法の課題と法学の使命：慶應義塾大学法学部法律学科開設一〇〇年記念シンポジウム』（慶應義塾大学出版会、一九九四年）二八九頁以下。

- (2) その用法につき、参照、 Jacobs, Otto, H, Unternehmensbesteuerung und Rechtsform 3. Aufl., München 2002, S. 110ff.; ders., Internationale Unternehmensbesteuerung 5. Aufl., München 2002, S. 313ff.
- (3) 手塚・前掲注(1)一五九頁以下。
- (4) その論証は、参照、手塚・前掲注(1)一六三頁。
- (5) 近時の政策上の動向につき、簡潔には、参照、 Krause-Junk, Gerold Regina Müller, Nachgelagertes Verfahren bei der Besteuerung der Altesinkünfte-Erwidmung zu dem Beitrag von Birk / Wernsman, DB 1999 S. 166-, DB 1999, 2282.
- (6) Rose, Manfred, Plädor für ein konsumbasierte Steuersystem, in: ders. (Hrsg.), Konsumorientierte Neuordnung des Steuersystems, Heidelberg 1991, S. 9.
- (7) その用法につき、参照、 Jacobs, Unternehmensbesteuerung und Rechtsform (Fn. 2), S. 115; Kiewewetter, Dirk, Zinsbereinigte Einkommen- und Körperschaftsteuer: Die Implementierung im deutschen Steuersystem, Bielefeld 1999. その他は、参考として、参照、 Ders., Theoretische Leitbilder einer Reform der Unternehmensbesteuerung: Eine vergleichende Analyse der Reformmodelle Kroatiens, Österreichs und Skandinaviens, StuW 1997, 30ff.; Wurnsdorfer, Norbert, Zinsbereinigung des Einkommens in Österreich, StuW 2003, 176ff.
- (8) 因みに、近時、わが国でも、「法人税の納税義務者を確定するに際して、法人格を有するから法人税を課する」という思考は必ずしも採りえなくなっている」という指摘がなされている。右の議論を整理する優れた論稿として、参照、佐藤英明「新しい組織体と税制」フィナンシャル・レビュー一六五号九三頁以下。
- (9) Pezzer, Heinz-Jürgen, § 11 Körperschaftsteuer, in: Tipke, Klaus / Joachim Lang (Hrsg.), Steuerrecht 17. Aufl., Köln 2002, § 11 Rz. 1.
- (10) Lang, Joachom, Prinzipien und Systeme der Besteuerung von Einkommen, in: Iris, Ebling (Hrsg.), Besteuerung von Einkommen, Köln 2001, S. 49ff., S. 50ff.; Wissenschaftlicher Beirat der Bundesministeriums der Finanzen, Brühler Empfehlungen zur Reform der Unternehmensbesteuerung:

Bericht der Kommission zur Reform der Unternehmensbesteuerung, Bonn 2000.

- (11) Horlemann, Heinz-Gerd, The Notion of Income from Capital. Jahreskongress der European Association of Tax Law Professors 12. bis 14. Juni 2003 in der Universität zu Köln, *StuW* 2003, 271ff.
- (12) 企業課税に係るそれについては、参照、手塚貴大「企業課税における法形態の中立性の実現—企業税制改革に照らしたドイツ租税法における企業課税の法構造と問題点—」(近刊)。
- (13) 詳しくは、Kiesewetter (Fn. 7), *StuW* 1997, 24f. また、近時、経済学的中立性の実現を企図する税制改革提案として、例えば、参照、Kirchhof, Paul u. a., *Karlsruher Entwurf zur Reform des Einkommensteuergesetzes*, Heidelberg 2001, S. 20ff. さらに、右の改革案の中立性に關して、Tipke, Klaus, *Der Karlsruher Entwurf zur Reform der Einkommensteuer: Versuch einer steuerjuristischen Würdigung*, *StuW* 2001, 148ff., 149f.; Bareis, Peter, *Zur Kritik "Karlsruher Entwurf zur Reform des EStG"*, *StuW* 2002, 135ff. なお、中立性を実現する際に斟酌しなければならぬ事柄として、Wagner 教授は、租税法体系がその構内に帯有する効果を挙げておられる。それは、①課税標準効果、②税率効果、③時間効果であるとされる。①は、特定の者(例、事業者)にのみ特定の税目(例、事業税)を課する、という場合に、納税義務者は事業を営まない傾向を有することとなる状況を指す。②は、特定の者に特別に軽減税率が適用されることにより、経済的意思決定に歪曲が生ずるそうした状況を指す。③は、同一の事実関係に異なる減価償却方式が適用されることにより、現金としての課税標準額に差異が生ずるそうした状況を指す。したがって、中立性の実現に際しては、右の①乃至③の効果が除去されねばならないとされる。以上につき、参照、Wagner, Franz W., "Karlsruher Entwurf zur Reform des Einkommensteuergesetzes"-Anmerkungen aus der Perspektive ökonomischer Vernunft, *StuW* 2001, 354ff., 357f.
- (14) Lang, Joachim, in: Tipke / Lang (Hrsg.), *Steuerrecht* (Fn. 9), § 8 Rz. 7.
- (15) この点につきドイツ企業税制改革に照らして論ずるものとして、参照、Wissenschaftlicher Beirat, Brähler Empfehlungen (Fn. 10), S. 31ff.
- (16) 法律学者のそれとして、参照、水野忠恒「所得税と相続税の交錯—非課税もしくは課税繰り延べとされる所得」*ジュリスト* 1011—1012号一五四頁以下。
- (17) Wagner, Franz W., *Korrektur des Einkünfte dualismus durch Tarif dualismus-Zum Konstruktionsprinzip der Dual Income Taxation*, *StuW* 2000, 431ff., 432.

- (18) Hey, Johanna, Rechtsformneutralität und Besteuerung von Unternehmensgeinn, in : Iris, Ebling (Hrsg.), Besteuerung von Einkommen, Köln 2001, S. 155ff.
- (19) 本文中の企業課税改革の諸提案につき、参照、Sieker, Susanne, Möglichkeiten rechtsformneutraler Besteuerung von Einkommen, in : Seeger, Siebert F. (Hrsg.), Perspektiven der Unternehmensbesteuerung, Köln 2002, S. 145ff.
- (20) 本款の論述につき、参照、Hey, Johanna, Einführung in die Körperschaftsteuer, in : Hermann, Carl / Gerhard Heuer / Arndt Raupach, Einkommen- und Körperschaftsteuer Kommentar (Loseblatt), Köln Stand 1999, Anm. 199.
- (21) 木村弘之亮「出資者税構想の提唱とその契機」法学研究五三卷一二号一九三二頁以下、同「出資者税構想のメカニズム」法学研究五四卷九号一六〇四頁以下。さらに一般的説明として、金子宏『租税法 第十版』(弘文堂、二〇〇五年)二五九頁以下、水野忠恒「法人税改革」碓井光明他編『岩波講座 現代法 8 政府と企業』(岩波書店、一九九七年)一八三頁以下、一九二頁以下。
- (22) 手塚・前掲注①。
- (23) 手塚・前掲注①一七〇頁。
- (24) 本文中の叙述および事業税の概要に係る詳細については、参照、Lang, Joachim, Perspektiven der Unternehmenssteuerreform, in : Wissenschaftlicher Beirat der Bundesministerum der Finanzen, Brühler Empfehlungen Bonn 2000, S. 25ff.
- (25) 以上の仕組みにつき、参照、Seidel, Christian, Betriebssteuer und Neutralität, StuW 1989, 350ff., 355f.
- (26) Dorenkamp, Cristian, Unternehmenssteuerreform und partiell nachgelagerte Besteuerung von Einkommen, StuW 2000, 121ff., 131f.
- (27) 投資家にとっての資金調達の中立性の意義については、参照、Schneider, Dieter, Investition, Finanzierung und Besteuerung 7. Aufl., Wiesbaden 1992, S.204.
- (28) 本文中で概観した事業主税は、本文中で論じられたように、投資家にとって、ロックイン効果の排除、資金調達の中立性を実現するだけではない。企業レベル(ここでは本文中で論じた事業体も含まれる)において、内部留保利益に対する税負担が相対的に高い場合には、当該企業は収益と費用に係る賦課期間の帰属をずらして、税負担をできるだけ引き下げようという誘因が生ずる。しかし、内部留保利益に対する税負担が低いと、かかる誘因はあまり生じない、というのである。以上につき、参照、Dorenkamp (Fn. 26), StuW 2000, 132.
- (29) Dorenkamp (Fn. 26), StuW 2000, 121ff., 130ff.

- (30) Lang, Joachim, Entwurf eines Steuergesetzbuchs, Bonn 1993, Rz. 473.
- (31) Dorenkamp (Fn. 26), StuW 2000, 131.
- (32) Dorenkamp (Fn. 26), StuW 2000, 131.
- (33) Wissenschaftlicher Beirat, Brühler Empfehlungen (Fn. 10), S. 72ff.
- (34) Wissenschaftlicher Beirat, Brühler Empfehlungen (Fn. 10), S. 73.
- (35) Wissenschaftlicher Beirat, Brühler Empfehlungen (Fn. 10), S. 75.
- (36) Dorenkamp (Fn. 26), StuW 2000, 131f.
- (37) Wissenschaftlicher Beirat, Brühler Empfehlungen (Fn. 10), S. 75.
- (38) Wissenschaftlicher Beirat, Brühler Empfehlungen (Fn. 10), S. 49ff.
- (39) 詳細は、参照、Wissenschaftlicher Beirat, Brühler Empfehlungen (Fn. 10), S. 51f.
- (40) Wissenschaftlicher Beirat, Brühler Empfehlungen (Fn. 10), S. 49ff.
- (41) Dorenkamp (Fn. 26), StuW 2000, 128f.
- (42) これについては、参照、Lang, Prinzipien und Systeme (Fn. 10), S. 63 邦語文献として、手塚・前掲注(1)一五九頁。しかし、Söhn / Müller-Franken は、'将来受け取る年金所得の原資を拠出する時点での全額控除、そして実際に後の時点で受領する際の全額課税、というシステムは、古典的所得税のシステムに合致する、'という。何故なら、それは個々の個人に係る担税力を最もよく斟酌しているからである、'という。参照、Söhn, Hartmut / Sebastian Müller-Franken, Vorgelaragerte und / oder nachgelagerte Besteuerung von Altersbezogen?, StuW 2000, 442ff, 450f.
- (43) Dorenkamp, Christian, Spreizung zwischen Körperschaftsteuer- und Spitzensatz der Einkommensteuer, in : Pelka, Jürgen (Hrsg.), Unternehmenssteuerreform, Köln 2001, S. 61ff, S. 75ff.
- (44) 手塚貴大「企業課税における法形態の中立性―二〇〇〇年ドイツ企業税制改革を素材として―」法学政治学論究五三号三九一頁以下、三九四頁。
- (45) 手塚貴大「ドイツ税制改革の概要」企業活力研究所編『最近のドイツ税制改革の動向に関する調査研究報告書』（企業活力研究所、二〇〇二年）五頁以下、一一頁以下。

- (46) 以下について、参照、Herzig, Norbert / Christoph Martin, Betriebswirtschaftliche Anforderungen an die Unternehmenssteuerreform, StW 2000, 378ff., 385f.
- (47) なお、「Brühler Empfehlungen」において提案された三五パーセントの企業税率と最高四八五パーセントの個人所得税率との乖離によって、投資行動に対する歪曲が生ずる可能性があるという。参照、Wagner, Franz W. / Thomas B. Bauer / Dominic Wader, Was ist von den "Brühler Empfehlungen" für die Investitionspolitik, die Finanzierungsstrukturen und die Neugestaltung von Gesellschaftsverträgen der Unternehmen zu erwarten?, BB 1999, 1296ff., 1297.
- (48) モーロッパ租税法の動向とドイツのそれとの関係につき、参照、Wagner, Franz W., Korrektur des Einkünfte dualismus durch Tarif dualismus-Zum Konstruktionsprinzip der Dual Income Taxation, StW 2000, 431.
- (49) Tipke, Klaus, Steuerrechtsordnung I 2. Aufl., Köln 2000, S. 512ff. なお、関連する邦語文献として、参照、山田二郎他編『実務租税法講義』(民法法研究会、二〇〇五年)五四頁以下(木村弘之亮執筆)、中里実「所得概念と時間―課税のタイミングの観点から」金子宏編『所得課税の研究』(有斐閣、一九九一年)二一九頁以下。
- (50) Lang, Prinzipien und Systeme (Fn. 50), S. 66f. また、参照、Krause-Junk, Gerold, Einkommensteuer, Konsumsteuer und die ausgelassenen Chancen der Einkommenserzielung, Wirtschaftsdienst 1999, 545.
- (51) Lang, in: Tipke / Lang (Hrsg.), Steuerrecht (Fn. 9), § 9 Rz. 44.
- (52) Lang, in: Tipke / Lang (Hrsg.), Steuerrecht (Fn. 9), § 4 Rz. 119.
- (53) 手塚・前掲注①一六二頁以下。また、参照、Kanzler, Hans-Joachim, Die steuerliche Gewinnermittlung zwischen Einheit und Vielheit, FR 1998, 233ff., 247.
- (54) Lang, in: Tipke / Lang (Hrsg.), Steuerrecht (Fn. 9), § 4 Rz. 119.
- (55) 法律学者のそれとして、例えば、参照、中里実「法人課税の再検討に関する覚書―課税の中立性の観点から―」租税法研究一八号一頁以下。
- (56) 以下の論述について、参照、Weber-Grellet, Heinrich, Bestand und Reform des Bilanzsteuerrechts, DStR 1343ff., 1348f.
- (57) その他に、法律学的な観点から収支計算法を推奨するものとして、参照、Elicker, Michael, Darf der Steuerzugriff ein Unternehmen zahlungsunfähig machen?, StW 2002, 217ff. Elicker 教授によると、私人は自らの資力を投じて経済活動を行い、利益を稼得する。その



際、経済活動に必要な費用は私人の危険の許に投入され、国家はその危険を負担しない。したがって、国家が課税を通じてかかる経済活動の成果に参加する場合には、現に私人の手元にある成果に参加しないと私人の経済活動を阻害してしまい、中長期的には税収そのものが得られなくなる(222)。右の意味でも、私人の担税力は現に私人の手元にある流動性(Zahbarkeit)であると解すべきであり、加えて、所得を期間計算すると、不確実な収入まで所得計算に組み込まれることとなり、担税力に適った課税はなしえないとする(229ff)。

(58) Weber-Grellet (Fn. 56), DSR 1998, 1349. ① ②および④については、既に本文中の論述より推論可能なように、それらはいずれも、所得計算における主観性の排除と関連している。

(59) 所得計算二元主義の発展については、例えば、参照、Tipke, Klaus, Die dualistische Einkünfteermittelung nach dem Einkommensteuergesetz: Entstehung, Motivation und Berechtigung, in: Kruse, Heinrich Wilhelm (Hrsg.), Festschrift für Heinz Paulick zum 65. Geburtstag 9. Mai 1973, Köln 1973, S. 391ff., 393ff.

(60) 近時、ドイツにおいても、EC指令、ヨーロッパ裁判所の判決等により、基準性原則が捨てられる素地が整いつつある。その顛末をまとめた論稿として、Kort, Michael, Der Maßgeblichkeitsgrundsatz des § 5 Abs. 1 EStG-Plädoyer für dessen Aufgaben, FR 2001, 53ff. Kort教授の整理によると、“true and fair view”は、法人の年度決算が、事実状況に適合する形で、法人の資産・財政・収益状況を表現しなければならぬ、というだけでなく、ドイツにおいては、正規簿記の原則も同時に斟酌されねばならない、とされており、それは両者の“妥協”である、とされている(58)。そして、右の“true and fair view”は多義的であり、今後ドイツの税務会計に如何なる影響を及ぼしていくかは一義的ではない。参照、Beisse, Heinrich, “true and fair view” in der Steuerbilanz? -Keine Anrufung des EuGH in steuerbilanzrechtlichen Fragen-, DSZ 1998, 310ff., 311. したがって、“true and fair view”を実施していくためには、個々のケースごとに担税力を最もよく表現するような所得計算(あるいは資産評価)を突き止めていく必要がある、その結果として商法会計から税務会計が乖離することもある、というスタンスが採用されることとなるかもしれない。参照、Kahle, Holger, Europarechtliche Einflüsse auf den Maßgeblichkeitsgrundsatz, StW 2001, 126ff., 132. また、商法会計と税務会計との分離という現象について次の問題も指摘できる。アメリカ合衆国のGAAPあるいはIAS(国際会計基準)もドイツの税務会計に大きな影響を与えつつある。参照、Euler, Roland, Steuerbilanzielle Konsequenzen der internationalen Rechnungslegung, StW 1998, 15ff. Euler教授は右の事情を以下のように指摘する。GAAPおよびIASは例えば無形資産について対価を伴うか否かに関係なく資産計上することを許容し、逆に負債については相当程度

の債務発生に係る確実性が負債計上の条件となるとしている。これは GAAP と IAS が市場関係者に対する会計が持つ情報提供機能を重視している結果である。しかし、右のような構造の許では性質上課税所得が多額になる傾向がある (a. a. O. 22f.)。このような GAAP および IAS に基づく以上のような帳簿作成の背景には何があるのか。それを説明するものとして、参照、Biener, Herbert, Die Rechnungslegungsempfehlungen des IASc und deren Auswirkungen auf die Rechnungslegung in Deutschland, BFinP 1993, 345ff., 351f. Biener 氏は、アングロ・アメリカ系諸国と大陸系諸国との間の市場構造の違いをベースとしてそれを説明しておられる。すなわち、アングロ・アメリカ系諸国においては、ユニバーサル・バンキングが大陸諸国と比較してあまり発達しておらず、企業はエクイティ・ファイナンスをする必要があった。そのため自社の配当可能利益できるだけ多く見せようとした。右の事情を会計方法に組み入れたのだった。しかし、これにはある問題が付着する。例えば A 氏がある企業の株式を購入した場合、彼は当該企業の会計上利益が多いことに着目し当該株式を購入したと推察できる。しかし、その利益の多さは負債が当面少なく計上されているためであって、長期的には負債が現実に発生し増加することがありうる。右の設例では株主の会計に対する信頼は毀損されることとなる。言い換えると、株式購入後それを短期間で譲渡する株主は負債が発生する前に、つまり株価が低下する前に譲渡益を稼得できるが、その反対に長期間株式を保有する株主は事後の債務の増加による株価低下についてのリスクを負うこととなる。これは会計が当面の利益を多くする傾向を有することの帰結に他ならない。したがって、この点で、長期間株式を保有する株主はあまり会計の内容を信頼できないことになってしまい、その点の手当てが必要とされる。また、ドイツ商法会計が GAAP および IAS の影響を受け変容する場合には、平等課税の原則の実現という視点を重視して、基準性原則は放棄されるべきだと解することも可能である。

- (61) 参照、Wagner, Franz W., Neutralität und Gleichmäßigkeit als ökonomische und rechtliche Kriterien steuerlicher Normkritik, Stuw 1992, 2ff., 11.
- (62) 法律学の観点からの指摘として、参照、Beiser, Reinhold, Die Gleichheit in der Pensionsbesteuerung-Anforderungen der Steuergerechtigkeit, sozialstaatlicher Solidarität und einer effektiven Altersvorsorge, DB 2002, 703ff.; Lang, in: Tipke / Lang (Hrsg.), Steuerrecht (Fn. 9), § 4 Rz. 117, § 8 Rz. 77. また、参考キレビツ、Horlemann, Heinz-Gerd, Altersversorgung im Blickpunkt: Einordnung des Gerke-Gutachtens zur Einführung von Pensionsfonds, FR 1999, 20ff., 22.
- (63) Dorenkamp (Fn. 26), Stuw 2000, 124f.
- (64) Birk, Dieter / Rainer Wernsmann, Die Besteuerung der betrieblichen Altersversorgung-Reformbedarf und Gestaltungsmöglichkeiten des Gesetzgebers, DB 1999, 166ff.

- (65) von dem Fischer, Lutz, Altersbezüge und Altersvorsorge, in: Iris (Hrsg.), Besteuerung (Fn. 10), S. 463ff. を参考にせよ。
- (66) なお、近時、ドイツの年金制度に係る不平等を適時し、法改正を義務付けた判決として、参照、BVerfG-Urteil vom 6. 3. 2002 -2BvL 17/99, DB 2002, 557ff.
- (67) その他には、ドイツ所得税法六条bにおいて、一定の事業用資産の買い換えについては当該資産の譲渡益の繰延が認められているように、課税繰延の例は所得税法上も認められる。詳細については、例えば、参照、Birk, Dieter, Steuerrecht 7. Aufl., Heidelberg 2004, Rz. 1036ff.
- (68) Dorenkamp (Fn. 26), StuW 2000, 123ff.
- (69) human capital について詳細な点は、参照、中里美「human capital と租税法—研究ノート—(上)(下)」ジュリスト九五六号一〇四頁、同九六一号二一五頁以下。
- (70) Wenger, Ekkehard, Traditionelle versus zinsbereinigte Einkommens- und Gewinnbesteuerung : Vom Sammelurium zum System, in : Rose, Manfred (Hrsg.), Standpunkte zur aktuellen Steuerreform : Vorträge des Zweiten Heidelberger Steuerkongresses 1997, Heidelberg 1997, S. 115ff., S. 120ff.
- (71) Wagner, Franz W., Die Integration einer Abgeltungssteuer in das Steuersystem-Ökonomische Analyse der Kapitaleinkommensbesteuerung in Deutschland und der EU, DB 1999, 1520ff., 1523.
- (72) Wagner (Fn. 17), StuW 2000, 434.
- (73) Wagner (Fn. 17), StuW 2000, 434.
- (74) Wagner (Fn. 17), StuW 2000, 434.
- (75) 課税所得計算の改革のありようについては別稿で詳細な検討が予定されている。
- (76) Ehrhard-Rauch, Andrea, Die Einnahme-Überschuss-Rechnung als einheitliche Gewinnermittlungsart?, DSZ 2001, 423ff., 425. また、Schneider 教授によると、即座に Cash-Flow 税制を導入するとした場合、例えば、費用を計上し、収益の計上をできるだけ次期以降に遅らせることによって、資金の内部留保からの調達がなされることとなる、とされる。それにより配当政策に歪曲が生ずる、とされる。また、費用・減価償却費の全額即時控除の実施がいくつかの国でなされたが、良好なパフォーマンスを示さなかった、という。以上に、ひび、参照、Schneider, Dieter, Reform der Unternehmensbesteuerung durch "Eckwerte" oder durch Cash-flow-Besteuerung?, BB 1987, 693ff., 698.

- (77) Lang, in: Tipke / Lang (Hrsg.), Steuerrecht (Fn. 9), § 4 Rz. 118.
- (78) 以下の叙述について 参照' Homburg, Stefan, Allgemeine Steuerlehre 3. Aufl., München 2003, S. 228ff.
- (79) Lang, in: Tipke / Lang (Hrsg.), Steuerrecht (Fn. 9), § 4 Rz. 118.
- (80) 以下の叙述について 参照' Lang, Joachim, Konsumorientierung-eine Herausforderung für die Gesetzgebung?, in: Smekal, Christian / Rupert Sendhofer / Hannes Winner (Hrsg.), Einkommen versus Konsum: Ansatzpunkte zur Steuerreformdiskussion, Heidelberg 1999, S. 143ff., S. 157ff.
- (81) Lang, Konsumorientierung (Fn. 80), S. 159.
- (82) Lang, Konsumorientierung (Fn. 80), S. 159.
- (83) 森信茂樹『日本が生まれ変わる税制改革』(中央公論新社'二〇〇三年) 一一三頁。
- (84) Rose, Manfred, Sinn und Unsinn einer Besteuerung von Gewinnen aus Veräußerung von Anteilen an Unternehmen, BB 2000, 1062ff., 1063; Wenger, Ekkehard, Die Steuerfreiheit von Veräußerungsgewinnen: Systemwidrigkeiten und systematische Notwendigkeiten, StuW 2000, 177.
- (85) 詳見について 参照' Wagner, Franz W., Die zeitliche Erfassung steuerlicher Leistungsfähigkeit, in: Hax, Herbert / Werner Kern / Hans-Horst Schröder (Hrsg.), Zeitaspekte in betriebswirtschaftlicher Theorie und Praxis, Stuttgart 1989, S. 261ff., S. 270f.
- (86) Homburg, Allgemeine Steuerlehre (Fn. 78), S. 343f.
- (87) この点の詳細については 参照' Rose, Manfred, Zur praktischen Ausgestaltung einer konsumorientierten Einkommensbesteuerung, in: Oberhauser, Alois (Hrsg.), Probleme der Besteuerung I, Berlin 1998, S. 99ff., S. 103f.; McLure, Jr., Charles E. / George R. Zodrow, Administrative Vorteile des individuellen Steuervorauszahlungs-Ansatzes gegenüber einer direkten Konsumbesteuerung, in: Rose (Hrsg.), Konsumorientierte Neuordnung (Fn. 6), S. 117ff., S. 123ff.
- (88) 参照' Homburg, Stefan, Soll die klassische Einkommensteuer wiederbelebt werden?, in: Rose (Hrsg.), Standpunkte (Fn. 70), S. 107ff., S. 112f.
- (89) 参照' Wenger, Traditionelle versus zinsbereinigte Einkommens- und Gewinnbesteuerung (Fn. 70), S. 134.
- (90) しかし、企業課税の領域のみでなく、給与所得等も含めたあらゆる所得類型について妥当する所得計算方式として相当なものは、Cash-Flow 税制と ACE 型税制のうち、いずれであるか、という問題については、前者である、との回答がなされる。すなわち、三(1) 3(2)で言及された給与所得についてのヒューマンキャピタルの計算、そして、同じく三(1)で論じられた、個人の許での簡素化を根拠とした利子所得に係る非課税がその理由である。以上につき、参照' Dorenkamp (Fn. 26), StuW 2000, 128.